

川西市郷土館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月4日

川西市長 越田 謙治郎

川西市規則第 3 号

川西市郷土館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市郷土館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和5年川西市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(職員) 第2条 (略) 2 館長は、 <u>市民環境部生涯学習課長</u> の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	(職員) 第2条 (略) 2 館長は、 <u>生涯学習部観光・文化財課長</u> の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
(休館日) 第4条 郷土館の休館日は、次に掲げる日とする。 (1) <u>月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日（当該翌日が同</u>	(休館日) 第4条 郷土館の休館日は、次に掲げる日とする。 (1) <u>月曜日、火曜日及び水曜日。ただし、月曜日、火曜日及び水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に</u>

法に規定する休日に当たるときは、
その翌々日) とする。

(2) (略)

当たるときは、休館日としない。

(2) (略)

(3) 連続する月曜日、火曜日及び水曜日が全て国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当するときは、その直後の平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月1日から4日まで及び12月28日から31日までの日以外の日をいう。）。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。